



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日本石油輸送株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田公生
(コード番号 9074 東証第一 部)
問合せ先 執行役員総務部長 松井克浩
(TEL. 03-5496-7671)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化・充実を図るため、取締役 1 名を増員するものとし、現行定款第 18 条（員数）に定める取締役の員数について、10 名以内から 11 名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第 27 条（社外取締役との責任限定契約の締結）および変更案第 37 条（社外監査役との責任限定契約の締結）を新設するものであります。
なお、変更案第 27 条（社外取締役との責任限定契約の締結）の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更併せて、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(員 数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 27 条～第 35 条 (条文省略)	<u>(社外取締役との責任限定契約の締結)</u> 第 27 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> 第 28 条～第 36 条 (現行どおり)
(新 設) 第 36 条～第 39 条 (条文省略)	<u>(社外監査役との責任限定契約の締結)</u> 第 37 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> 第 38 条～第 41 条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上